

会費に関する規程

細則-1 会費に関する規程

第1条 定款第7条に定める細則は、この規程による。

第2条 正会員及び学生会員は、勤務先、所属、住所等に変更があった場合は、速やかに本学会に連絡するものとする。賛助会員が法人の名称、連絡責任者、所在地等に変更があった場合にも同様とする。

第3条 学生会員は、卒業、修了又は退学した場合、その資格を喪失する。引き続き正会員を希望する場合は、速やかに本学会に連絡するものとする。

第4条 入会金の額は、2,000円とする。ただし、賛助会員は入会金を必要としない。また、学生会員が引き続き正会員になる場合も同様とする。

第5条 会費の年額は、次のとおりとする。〈令和8年度より適用〉

正会員	10,000円
学生会員	0円（無料）
賛助会員 1口	60,000円（1口以上）

なお、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第6条 65歳以上の正会員で、会長経験者、学会賞受賞者、又は評議員は、理事会の承認を経たうえで通称「名誉会員」となり、理事会承認の翌年度以降の会費納入を要しない。

第7条 65歳以上の正会員は、自らの申し出により5年分の会費を一括納入することで、それ以降の会費納入を要しない通称「終身会員」となることができる。

第8条 会費の納入期限は、次のとおりとする。

正会員	当該年度の5月31日
賛助会員	当該年度の6月30日

なお、新規入会の場合は、申込書提出と同時に入会金及び会費を納入するものとする。

第9条 本学会の退会を申し出た会員で、未納会費がある場合はこれを完納しなければならない。

第10条 定款第9条3号によって資格を喪失した者で、当該年度内に滞納会費に相当する金額を納めたときは、会員に復活することができる。

第11条 本細則の改定は、理事会の承認を得なければならない。

付 則

本細則は、平成18年4月1日から施行する。
平成17年7月27日 理事会承認
平成25年12月 改定
令和3年9月13日 改定
令和7年11月25日 改定